令和4年度 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会会議録

1	 会議の名称	令和4年度 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会
2	開催日時	令和4年5月30日(月)午後2時00分~午後4時00分
3		消防、大会議室
4	出席者	委員:11名 芝井委員(法務局柏支局長)、両角委員(我孫子警察署長・生活安全課 小山課長 同席)、山宮委員(柏人権擁護委員協議会長代理)、松本委員(千葉県弁護士会代 理)、椎名委員(民生委員児童委員協議会会長)、星野委員(市長)、青木委員(副 市長)、丸委員(教育長)、飯田委員(教育総務部長)、三澤委員(健康福祉部 長)、星委員(子ども部長) 事務局:7名 子ども相談課 課長 鈴木将人、係長 山口綾子、主査 山口道明、 主査 遠藤陽子 教育委員会指導課 課長 佐々木祐子、指導主事 目出剛丈、 会計年度任用職員 佐藤幸男
5	欠席者	欠席者 3名 小熊委員(柏児童相談所長)、岩部委員(我孫子医師会)、佐藤委員(川村学園女子大学)
6	議題	(1) 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について (2) 我孫子市小中学校におけるいじめ防止の取組について ・我孫子市いじめ防止対策について ・いじめ防止対策担当の取組について (3) いじめ問題対策に対する主な機関・団体の取組等について (4) その他
7	公開・非公開の別	公開
8	傍聴人の数	0名
9	会議の内容	 (1)開会 ○会長より開会の挨拶 ○委員紹介 ○副会長の指名 (2)議事 ①我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について事務局(子ども相談課)より説明。

②我孫子市小中学校におけるいじめ防止の取組について事務局(教育委員会 指導課)より説明。

いじめについてのアンケートの報告、小中学校におけるいじめ防止対策として、市内全小中学校への巡回訪問を柱とする取り組みについて説明、Q-U検査に基づいたいじめ防止対策等の紹介。

・三澤委員より質問: SOSミニレターの件数は実際にどのくらいあるのか。

事務局(指導課)回答:教育相談センターに直接届くようになっている。 数はとても少なく、具体的数字は手元にないが、昨年度は5件もなかった と思われる。

- ③いじめ問題対策に対する主な機関・団体の取組等について
- ・山宮委員より

人権擁護委員の取り組みとして、SOSミニレターの配布、SOS子ども 人権110番の取り組み、電話相談がある。

我孫子市では、小学校に行き人権教室を行っている。俳句を使った人権の 授業を行い、指導をしている。9月くらいから学校と相談して取り組んでい きたいと考えており、今年は高野山小、湖北台西小で実施予定で準備をすす めている。中学校に関しては人権講演という形で準備を進めている。白山中 と相談しながらやっていく。

啓発活動も実施している。本日配布したエコバッグに資料を入れている。 人権擁護講演会を行ったり、新1年全員に連絡帳を啓発物品として配布した りしている。連絡帳のうしろに人権まもるくん、あゆみちゃんのキャラが描 かれている。困ったらここに相談しましょうと記載されている。

ヒューマンフェスタという企画があり、3年に一度回ってくる。今年はちょうど我孫子の当番。人権について考える講演などがある。LGBT のことを中心とした講演会を進めていきたい。

・芝井委員より

法務局の人権擁護活動について説明。

人権擁護局と全国の法務局と地方法務局等で人権擁護事務を行っている。

人権擁護委員という方は、法務大臣が委嘱した民間ボランティア。様々な経歴 を持っている方がやっている。

地域の中で人権尊重し、住民の人権が侵害されないように配慮するという考 えに基づいて創設された。我孫子市でも8名の人権擁護委員がいる。

活動の内容は、まず人権侵犯事件の調査救済を行うこと。もし人権侵害されていることがあるというようなときには、調査をして、必要な勧告、指導を行う。

これはあくまでも関係者の協力による任意のもの。警察のような捜査権限はない。

人権相談については、電話、ネットによる相談、SOSミニレターによる相談がある。

啓発活動としては豊かな人権感覚を養うことを目的としており、人権教室、人権作文などがある。人権作文は法務省のIPでも公開されている。

いじめは周囲から見えにくい、観衆となっていたり、まずいと思いながらも声をあげられない傍観者もいる、面白がっている人もいることなどが子どもの世界で難しい問題。

④その他意見・質問

- ・星野委員:我孫子中の制服が変わり、女子でもズボンを選べるようになった。 自転車通学だから、冬だからという理由で選択する子もいるがそれを見て、こ んなに LGBT で悩んでいる子がいるのかと捉える方がいる。すべてをそのよう に結び付けてしまわないような啓発もお願いしたい。
- ・椎名民生委員:虐待の問題で、警察と弁護士、児童相談所との3者のかかわりがどうなっているか。
- ・我孫子警察生活安全課長:虐待かどうか判然としない泣き声通報があった場合、 現地確認をして虐待の疑いがあれば児童相談所に児童通告をする。対象家庭と 連絡がつかない、会えない場合などは児童相談所に把握があるかを確認する。
- ・松本委員:千葉中央児相、市川児相、柏児相に嘱託弁護士をおいており、児童 相談所の相談役、アドバイザーとして動いてもらっている。

保護者から虐待していないんだけど・・という相談を持ち掛けられること がある。